

すべての労働者に厚生年金の適用を

年金改正法案 今通常国会提出へ策定作業が大詰め

二〇一九年八月に公表された公的年金の財政検証結果を受け、社会保障審議会年金部会において年金制度改革の議論が進められ、昨年末に「議論の整理」が取りまとめられた。現在、年金改正法案の策定作業が大詰めとなっており、第二〇一回通常国会に法案がまもなく提出される予定となっている。

改正法案には私たちが要求してきたいくつかの改善が盛り込まれる予定だが、最重要課題である短時間労働者への厚生年金の適用拡大については、現行の従業員五〇人以上という企業規模要件を撤廃するのではなく、五人以上の企業規模要件を残すという大幅に後退した法案になると思われる。到底容認することはできない。

短時間労働者への更なる適用拡大が喫緊の課題

日本の少子高齢化は、二一世紀に入っても予想を上回るスピードで進行した。年金制度に対する将来への不安の解消を図ることが焦眉の課題となり、二〇〇四（H一六）年の年金改正においては、保険料水準の上限固定やマクロ経済スライドの導入等によって、長期的な年金財政の枠組みが構築されることとなった。

長期的な枠組みは出来上がったが、誤算がいくつかあった。その一つが、厚生年金に加入していない短時間労働者の増大だ。このままでは、彼ら彼女らが高齢者になったときに、受け取る年金が基礎年金のみとなり、生活不安が増す。少しでも生活を向上させるために、速やかな厚生年金への適用拡大が喫緊の課題となっている。

現行の適用拡大では不十分

すでに、二〇一六（H二八）年一〇月から短時間労働者への厚生年金の適用拡大が実施されている。適用要件として、週の労働時間二〇時間以上、月額賃金八・八万円以上のほか、企業規模が五〇人以上

とされているため、適用は四二万八千人（二〇一九年三月末）に留まっている。さらに、二〇一七年四月から五〇〇人以下で労使合意を得た企業に適用範囲を広げたが、適用拡大されたのはわずかに六千三百人であった。

企業規模要件の撤廃めざそう

企業規模要件の撤廃の方向性については、昨年の社会保障審議会年金部会の議論の中でも概ね了解が得られていた。しかし、経産省に焚きつけられた外食産業・コンビニ業界を中心に企業規模要件の撤廃に反対したため「二段階実施・五人以上要件を継続」させる方向で政府・与党間調整が行われた。企業規模に関わらず、すべての労働者が社会保険に加入することのできる健全な社会の仕組みが今こそ必要だ。

図表1 厚生年金の更なる適用拡大のスケジュール及びその影響

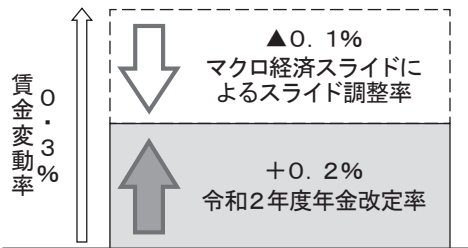
現行／施行時期別	現 行	2022年10月～	2024年10月～	？
企業規模要件	501人以上	101人以上	51人以上	撤 廃
新たに適用となる人数	—	45万人	65万人	125万人
国費への効果(注1)	—	310億円減	430億円減	800億円減
事業主負担増(注2)	—	1,130億円増	1,590億円増	3,160億円増

(注1) 国費への効果については、長期的に見れば、適用拡大による基礎年金水準向上に伴う国庫負担増を考慮する必要があることに留意（たとえば2019年財政検証のケースⅢで機械的に計算すると、給付水準調整終了後の2047年度（約28年後）で50人超の場合は約1,100億円、要件撤廃の場合は2,100億円（2019年度価格）の国庫負担増となる）。

(注2) 事業主負担増は、厚生年金保険料・健康保険料・介護保険料の負担を加味。

出所：第15回社会保障審議会年金部会（2019年12月25日）資料2 P 3をもとに地公退が作成

図表3 年金改定のイメージ



出所：厚生労働省資料をもとに地公退作成

図表2 令和2年度の新規裁定者（67歳以下の人）の年金額の例

	令和元年度（月額）	令和2年度（月額）
国民年金（老齢基礎年金（満額）：1人分）	6万5,008円	6万5,141円（+133円）
厚生年金※（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な金額）	22万266円	22万724円（+458円）

※ 夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

出所：厚生労働省

基礎年金の拠出期間の延長はプラス効果が大きい

基礎年金の拠出期間（いわゆる加入期間）の延長は年金制度改善のもう一つの重要課題だが、今回の法案から外される見通しとなっている。基礎年金に加入できる期間については、現行制度では二〇歳から六〇歳までの最長でも四〇年間となっている。

この基礎年金拠出期間を六〇歳から六五歳までの五年間延長することができれば、基礎年金の給付水準が相当に引き上がることが昨年の公的年金の財政検証結果で明らかにされた。現行の基礎年金の財源の二分の一は国庫負担となっていることから、基礎年金の拠出期間が延長されれば、国庫負担額が増加するため、これに難色を示す財務省が抵抗を続けている。

厚生年金の適用拡大の企業規模要件の撤廃とあわせて基礎年金の拠出期間の延長は、年金給付の改善に大きなプラスの効果をもたらし、かつ公的年金の財政安定化にも寄与する。年金改善の二つの重要課題の実現にむけ、引き続き退職者連合に結集して取り組みを強化しよう。

令和2年度年金改定〇・二%アップ

厚生労働省は一月二四日、二〇二〇（R二）年度の年金額を公表した。図表2のとおり、国民年金で十一三三円、厚生年金で十四五八円の引き上げとなっている。

年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年度改定されるが、その「物価変動率」と「名目手取り賃金変動率」のいずれもがプラスで、物価変動率のほうが大きい場合、現行のルールでは名目手取り賃金変動率を用いることになっている。令和二年度は、物価変動率〇・五%が名目手取り賃金変動率〇・三%を上回ったため、改定には賃金変動率〇・三%を用いることになる。

少子化と平均寿命の延びの影響を反映したマクロ経済スライドによる調整率はマイナス〇・一%と算出され、それを差し引いた結果、改定率は〇・二%の引き上げとなった（図表3）。

今年は憲法を学習

二〇二〇年地公退・自治退合同幹部学習会は一月三日に開催された。今年は、安倍政権による憲法の空文化と明文改憲を許さないという問題意識で、青井美帆・学習院大学大学院法務研究科教授から「安倍改憲を許さない」というテーマで講演を受けた。青井教授は「今日は、皆さんからの問題提起とパワーをもらえることを期待してここに来た」と切り出して以下の講演に入った。

政権の現状には開いた口が塞がらないが、国会の与野党も弛緩しているのではない。私が憲法について社会的に発言し始めたのは二〇一三年の特定秘密保護法制定で、崖っぷちに立たされた危機感を持った時から。

事実上の改憲が進行している。憲法の条文改定は阻止せねばならないが、その手前で既成事実にされた実質改憲を元に戻すことが不可欠だ。大日本帝国憲法に組み込まれていた立憲主義はなぜ壊れたかを問い直し、私たちの責任で権力を統制することに踏み込まねば事態は極めて困難なものになる。

一 現状

安倍政権は、日米安保条約改定から六〇年を経て、究極の権力私物化をしているにもかかわらず安定した支持率を回復・維持している。許している私たちの責任は重い。

若者たちの多くは、物心ついた時から首相は安倍氏だった。憲法擁護義務を持つ行政機関の責任者でありながら「私自身の手で改憲」という異常さに対し若者たちが「あんなものだ」という鈍麻した感覚で見過ごすようになると危険だ。香港の運動から教訓を引き出したい。

安倍首相の改憲論は将来世代に私たちが負う責任とは何か、諸外国・国際法との関係の中でどう考えるか、自国の過去との対話はなされているかなどについて何も示さない不真面目なものだ。

二 立憲主義

これまで改憲を許さない運動は「立憲主義」を掲げてきたが、多用しすぎて道徳・倫理を含む本来の中心的な意味とずれが生じている。明治の大日本帝国憲法も不完全ながら立憲主義に立脚していたが作成の主役が国民でなくエリート層だったところに限界があった。立憲主義のコアな意味は「憲法に従った政治・権力の抑制」で、権力を抑制する運動のバージョンアップを急がねばならない。そのためには国民と政治とのパイプの作り方が重要。かつては労働組合が

その役割を担っていたが今は変容し、若者たちは人と人・グループとの結びつきという、共同体的背景とは別の信頼関係で学習する方向に進んでいる。グレタさんの連帯方法もその一つの例。

憲法を検討する際、外国との比較も必要だが、より以上に自国の過去との照合が重要だ。明治憲法制定を中心的に支えたのは伊藤博文で、森有礼との御前論争で伊藤が「そもそも憲法を創設する目的は、第一に君主の権限を制限し、第二に人民の権利を保護することにある」と主張し、不十分だったとはいえ立憲主義を組みこんでいた重みは認識しておくべきだ。明治革命は、有力藩の軍事力で達成され、当初天皇の軍は無かった。その後失業した封建家臣団である士族の不平が高まり、それへの対

策として政治から切り離れたところに軍が作られた。明治憲法は中央集権国家を作るのに有効だったが、軍を帝国憲法の秩序から切り

離し、独立性を持つ天皇の統帥権の下において典型的権力組織である軍事に通常の政治（国務）をタッチさせない構造としたことで、権力を抑制する憲法たりえなかった。この結果実力組織・軍を抑制できずこれが後日の高度国防国家化に道を開き、国務・国民生活・そして天皇すら飲み込むことにつながった。実力組織をどうコントロールするかは今に通じる主要課題。

戦後我が国では官僚・司法に対する信頼は比較的高かった。立憲主義の維持をプロに任せられることは幸運なことだったが、日本型立憲主義を担ってきた人々が力を失いつつある。司法・行政の健全化が必要。なにより、国民が権力を抑制する力を持たねばならない。

戦後憲法の下で米軍基地が憲法・一般法の番外地とされ、政府は何が起きても見ないふりをしているのは、天皇を米軍に置き換えただけの「統帥」で、戦前に惹き起こした誤りと同じ論理に基づいている。辺野古新基地は国の安全保障のために特別だと称して、公有水面に関する法律という番地内まで番外地扱いに転換させようとしている。国務がタッチできない領域としての統帥、実力組織のコントロール問題こそが憲法第九条改定をめぐる中心課題だ。

三 第九条の構想と国際法

大戦後、総力戦がもたらした惨禍・大国による支配への反省を力に戦争・武力行使は違法とする国際法のスタンダード大転換が行われた。憲法第九条も国際法の武力行使の原則違法化の国内法化と理解できる。二〇一四年閣議決定前の自衛隊は専守防衛の組織で「集団的自衛権は行使できない」「専守防衛・敵基地攻撃能力を持てない、攻撃型空母は持てない」「国家行政組織法に基づく行政組織のひとつ」とされてきた。またこれにより国際法のぎりぎりの許容範囲内だと説明されてきた。しかし、二〇一四年以降、「集団的自衛権行使容認」「米艦防衛」「有志連合」など新たな展開を進めるとともに、自衛隊を行政組織Ⅱ憲法・法律の支配下にある国務の一部Ⅱから離脱させるために憲法条文を変えたがっている。これを許さず、二〇一四年以前の状態・機能に戻さねばならない。

四 日米安保条約・日米安保体制

日米安保条約・地位協定・ガイドラインは憲法の番外地に置かれており、事実上憲法より上位として扱われている。かつ、地位協定・ガイドラインで実質を決め、条約は形式的扱いとされている。現憲法は条約の締結には国会の議決が必要としているが、条約のカバー範囲「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する」を改定の手続きを経ずに地球規模に拡大するなど、国会関与無しに変更している。ガイドライン・地位協定を憲法の上に置く日本を、集団的自衛権行使に踏み出させてはならない。

五 憲法改正を阻止すれば大丈夫、ではない

二〇一四年の集団的自衛権行使容認に関する閣議決定で「我が国の防衛」という言葉の指すものが変えられ実質改憲が行われた。憲法条文の改定を阻止するだけでは、専守防衛を放棄した状態は元に戻らない。直球で平和を語る議論を前面に出そう。改憲を阻止し、「対話の努力」で法制度を二〇一四年前に戻す努力をしよう。

（文責：事務局）

